

# 労働移動支援助成金のご案内 (早期雇入れ支援コース)

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）は、「再就職援助計画」などの対象者となった労働者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成します。

## 目 次

<支給までの流れ> . . . . .	2
1 助成金の支給対象となる方 . . . . .	3
2 支給対象となる措置 . . . . .	3
3 支給額 . . . . .	4
4 対象事業主 . . . . .	6
5 必要な書類 . . . . .	7
<制度の説明> . . . . .	8
<注意事項> . . . . .	9



# 1 助成金の支給対象となる方

以下の①から③のすべてに該当する方が対象となります。

①	離職から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れられる方
②	申請事業主に雇い入れられる直前の離職の際に「再就職援助計画」(P8参照)または「求職活動支援書」(P8参照)の対象者となっていること
③	雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと

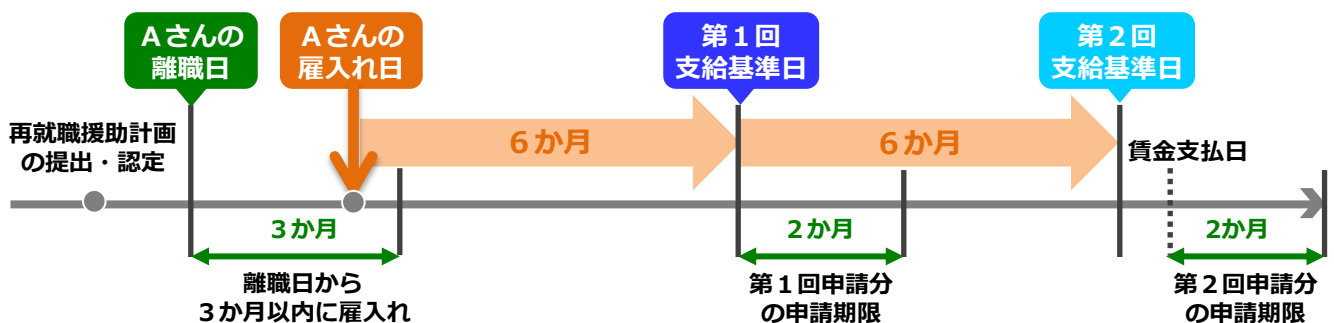
# 2 支給対象となる措置

次のすべての措置をとることが必要です。

	支給対象者を離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者（雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者）として雇い入れること。
①	次の(1)～(3)の場合は対象とはならないのでご注意ください。 (1) 雇入れの際、契約更新が見込まれる場合であっても、有期雇用の場合は対象となりません。 (2) 有期雇用契約で雇入れた後、期間の定めのない労働者に切り換えとなっても、当初の雇入れで判断するため、対象となりません。 (3) 紹介予定派遣として勤務した後の派遣先への雇入れは、対象となりません。
②	対象労働者を、雇入れ日から起算して6か月後の日（第1回支給基準日）に引き続き雇用していること。 さらに、「優遇助成」(P5)を受けようとする場合、第1回支給基準日から起算して6か月後の日（第2回支給基準日）においても対象労働者を引き続き雇用していること。

## 受給の流れ

※第2回申請分は、【優遇助成】に該当する場合のみ対象となります。



### 3 支給額

通常助成（※1）	優遇助成（※2）		優遇助成（賃金上昇区分）（※3）	
	第1回申請分	第2回申請分	第1回申請分	第2回申請分
30万円	40万円	40万円	40万円	60万円

一定の条件に当てはまる事業主は、「優遇助成」の対象となります。また、「優遇助成」の対象となり、かつ、支給対象者の賃金が一定以上上昇している場合は、「優遇助成（賃金上昇区分）」の対象にもなります。詳しくは、P5「優遇助成の対象」をご参照ください。

#### 【留意事項】

通常助成、優遇助成、優遇助成（賃金上昇区分）全ての助成の合計で、**1年度1事業所あたり500人分を上限**とします。

- ◆ それぞれの助成について、対象となる労働者の雇入れ日によって、下記のように助成額が異なる場合があります。

#### （※1）通常助成について

平成28年8月1日以降の雇入れ日の場合、通常助成額は30万円となります。

ただし、平成28年8月1日より前に認定を受けた再就職援助計画対象者の雇入れについての通常助成の助成額は、次のとおりとなります。

- ・雇入れ日が平成28年4月1日以降の場合……支給対象者1人につき40万円
- ・雇入れ日が平成28年3月31日までの場合……支給対象者1人につき30万円

#### （※2）優遇助成について

雇入れ日が平成28年10月19日以降の場合に適用されます。

ただし、雇入れ日が平成28年8月1日から平成28年10月18日までの場合の優遇助成の助成額は、40万円となります（第2回申請分はありません）。

第2回申請分の助成は、平成32年12月31日までの時限措置です（平成32年12月31日までに雇い入れた方が対象）。

#### （※3）優遇助成（賃金上昇区分）について

雇入れ日が平成29年4月1日以降の場合に適用されます。

第2回申請分の助成は、平成32年12月31日までの時限措置です（平成32年12月31日までに雇い入れた方が対象）。

売上高等により一定の成長性が認められる事業所（※1）の事業主が、REVIC（株式会社地域経済活性化支援機構）、中小企業再生支援協議会等による事業再生・再構築・転廃業の支援を受けている事業所等から離職した方（※2）を雇い入れた場合に「優遇助成」が適用されます。

（※1）次の①～④のいずれかに該当する事業所のこと。

- ① 支給申請を行う年度の直近の会計年度の売上高が、当該会計年度から3年度前の売上高と比較して5%以上伸びていること
- ② ローカルベンチマーク[\*1]の財務分析結果（総合評価点）が「B」以上であること

[\*1] ローカルベンチマーク：

経済産業省がインターネット上において提供する、企業の経営状態を把握するためのツール（[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben/](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)）

- ③ 支給申請を行う年度の直前年度と、その3年度前の生産性[\*2]を比較することによって算定した生産性の伸び率が6%以上伸びていること。かつ、同期間中に、当該事業主において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（退職勧奨を含む）していないこと。

[\*2] 生産性：

助成金を申請する事業所が、1年間に生み出した「付加価値額」を「労働者数（雇用保険被保険者数）」で除して求めたものをいい、企業の場合は次の式により計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課} \quad (\times)$$

雇用保険被保険者数

※ 企業会計基準を用いることができない事業所については、管轄の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

生産性に関する詳細は厚生労働省ホームページもご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

- ④ ①～③に該当しない場合であって、③の生産性の伸び率が1%以上6%未満であり、申請事業主の承諾の上で金融機関が行う与信取引状況や企業の事業に関する見立てを参考に、当該企業の成長性・将来性が見込まれるものと労働局が判断した場合には、成長性が認められる事業所と見なします。

（※2）「再就職援助計画対象労働者証明書」等に「特例対象者」と記載されている方。（P8参照）

さらに、対象者の雇入れから1年後の賃金（※3）の上昇率（※4）が2%以上である場合、「優遇助成（賃金上昇区分）」が適用されます。

（※3）ここでいう「賃金」とは、時間外手当・休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当を指します。

（※4）賃金の上昇率は以下の式で計算します。

$$\text{賃金上昇率} (\%) = \frac{\text{対象者の雇入れ後に、初めて支払われる賃金} (\times 5) - \text{対象者の雇入れ後に、初めて支払われる賃金}}{\text{対象者の雇入れ後に、初めて支払われる賃金}} \times 100$$

（※5）雇入れ後に試用期間を設け、試用期間中に毎月決まって支払われる賃金が試用期間終了後の賃金よりも低く設定されている場合は、試用期間終了後に初めて到来する賃金支払日の賃金を基準として上昇率を計算します。

助成金の対象となる事業主は、次の（１）と（２）を満たしている必要があります。

（１）次のすべてに該当すること

- ◆雇用保険適用事業所の事業主であること
- ◆支給のための審査に協力すること
  - ・支給または不支給の決定のための審査に必要な書類などを整備・保管している。
  - ・支給または不支給の決定のための審査に必要な書類などの提出を、管轄労働局などから求められた場合に応じる。
  - ・管内労働局などの実地調査を受け入れる。
- ◆申請期間内（P7参照）に申請を行うこと

（２）次の①～⑬のすべてに該当していないこと

①	支給対象者の雇入れの日の前日から起算してその日以前１年間に、支給対象者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当する場合
②	支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていない場合
③	再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者、または支給対象労働者の雇入れの前日から起算してその日以前１年間に、この職業紹介事業者と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係のある事業主である場合
④	支給対象労働者の雇入れ日の前日から起算して６か月前の日から１年を経過するまでの間に、この事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者を除く。以下同様）を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがある場合
⑤	支給対象労働者の雇入れ日の前日から起算して６か月前の日から１年を経過するまでの間に、この事業所で雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由により、この受給資格認定申請書の提出日における雇用保険被保険者数の６％を超えて、かつ４人以上離職させていた場合
⑥	不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けまたは受けようとする）をしてから３年以内に支給申請をした事業主、あるいは支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした場合
⑦	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（支給申請日の翌日から起算して２か月以内に納付を行った事業主を除く）
⑧	支給申請日の前日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があった事業主
⑨	性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主
⑩	事業主または事業主の役員等が、暴力団と関わりのある場合
⑪	事業主または事業主の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったまたは行う恐れがある団体に属している場合
⑫	支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
⑬	不正受給を理由に都道府県労働局が事業主名などを公表することについて同意していない事業主

## 5 必要な書類

第1回申請分：第1回支給基準日の翌日から**2か月以内**

第2回申請分：第2回支給基準日の翌日以降に**初めて到来する賃金支払日の翌日から2か月以内**  
に以下の書類により管轄の労働局に申請する必要があります。

### 第1回申請分

- ① 支給申請書（様式第3号）
- ② 賃金台帳等またはその写し
- ③ 雇入れ日の属する月の出勤簿等
- ④ 再就職援助計画対象労働者証明書（写）または求職活動支援書（写）
- ⑤ 雇用契約書（写）または雇入れ通知書（写）等  
⇒期間の定めのない労働者として雇用されていることが分かる資料
- ⑥ 対象労働者雇用状況等申立書[第1回申請分]（様式第1号）
- ⑦ 支給要件確認申立書（共通様式第1号）

### 優遇助成

【優遇助成を受けようとする場合】※「優遇助成の対象」についてはP5参照

優遇助成の助成額を受けようとする場合、④再就職援助計画対象労働者証明書（写）または求職活動支援書（写）に「**特例対象者**」と記載されていることが必要です（P8参照）。さらに、上記①～⑦に加えて次の書類が必要です。

- ⑧ 申請事業主の事業所における成長性を確認するための、ア～エのいずれかの書類  
ア 売上高について、支給申請日の属する年度の直近の会計年度と当該会計年度から3年度前の間で比べることができる書類（写）  
イ ローカルベンチマークの財務分析結果を示す書類（写）  
ウ 生産性要件算定シート（共通様式第2号）  
エ 与信取引等に関する情報提供に係る承諾書（様式第7号）

### 第2回申請分

- ① 支給申請書（様式第3号）
- ② 賃金台帳等またはその写し
- ③ 対象労働者雇用状況等申立書[第2回申請分]（様式第2号）
- ④ 第1回申請分にかかる支給決定通知書（写）
- ⑤ 支給要件確認申立書（共通様式第1号）

### 優遇助成

【優遇助成（賃金上昇区分）を受けようとする場合】※「優遇助成の対象」についてはP5参照

優遇助成（賃金上昇区分）の助成額を受けようとする場合、**第1回申請分で⑧を提出していることを前提として、上記①～⑤に加えて次の書類が必要です。**

- ⑥ 賃金上昇率が確認できる書類



**必要に応じて、このリーフレットに記載されているもの以外の書類の提出または提示を求めることがあります。**

# 各種制度の説明

<p>再就職援助計画 (P1 ほか)</p>	<p>1か月以内に常用労働者が30人以上離職するような、事業規模の縮小などを事業主が行おうとするときに、「雇用対策法」第24条に基づいて、事業主に作成が義務付けられている計画書のことです。</p> <p>事業主が労働者に対して行う再就職援助の内容を記載して、ハローワークに提出し、所長の認定を受ける必要があります。</p> <p>なお、この計画は、離職する労働者が30人未満の場合でも任意で作成することができます。</p>
<p>再就職援助計画 対象労働者 証明書 (P3 ほか)</p>	<p>事業主が再就職援助計画をハローワークへ提出して認定を受けると、ハローワークから対象労働者ごとに発行されます。</p> <p>さらに、再就職援助計画を提出する事業主が次の①～⑤のいずれかに該当する場合、あわせて確認書類をご提出いただくと、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」としての記載を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① REVIC(株式会社 地域経済活性化支援機構)、中小企業再生支援協議会、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構、事業再生ADR制度のいずれかから、事業再生・再構築・転廃業の支援を受けていること。</li> <li>② 事業再生・再構築を行うことについて特定調停(裁判所手続)が行われていること。</li> <li>③ ローカルベンチマークの財務分析結果(総合評価点)が「C」評価以下であること。</li> <li>④ 営業利益と減価償却費の合計(EBITDA)(※)が、直近の事業年度でマイナスであること。</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(※) EBITDA(イービッター)とは、企業本業の収益性を見るための指標。「Earnings before interest, taxes, depreciation and amortization」の略であり、金利、税、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費を引く前の利益をいう。営業利益と減価償却費の合計によって算出される。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤ 直近の事業年度の売上高が、その3年度前と比較して20%以上減少していること。</li> </ol> <p>「特例対象者」と認定された方を、一定の成長性が認められる事業所が雇い入れた場合、助成金の優遇助成(P5)が適用されます。</p>
<p>求職活動支援書 (P3 ほか)</p>	<p>「高年齢者雇用安定法」第17条に基づき解雇などにより離職することとなっている45歳以上65歳未満の労働者のうち、再就職を希望する方に対して、事業主が行おうとする再就職援助の内容などを記載する書面をいいます。</p> <p>求職活動支援書を作成・交付する前に、支援書対象被保険者に共通して行う再就職援助の内容などを記載する「求職活動支援基本計画書」を作成し、管轄の労働局に提出する必要があります。</p> <p>「求職活動支援基本計画書」に「特例対象者」と記載のある方を、一定の成長性が認められる事業所が雇い入れた場合、助成金の優遇助成(P5)が適用されます。</p>



## 注意事項

- この助成金は、国の予算の範囲内で支給されるものです。
- 助成金の支給に当たっては厳正な審査を行います。また、確認項目が多いため、**支給可否の決定までに時間がかかる場合があります。**
- 提出された書類だけでなく、支給対象者の就労状況、賃金の支払い状況などについて、**原本などを確認することがあります**ので、その際にはご協力をお願いします。
- 支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査にご協力いただけない場合は、助成金を支給できないことがあります。
- **支給対象となる訓練等に対して、他の助成金等を受けている場合は、原則としてこの助成金を受けることはできません。**他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくことになります。
- **不正受給は犯罪です。**偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給、または支給を取り消します。  
※この場合、すでに支給した助成金の全部または一部の返還が必要です（年5%の利息を加算）。
- この助成金は国の助成金制度によるものですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。**また、関係書類は、5年間保管してください。**

**この助成金に関する手続きなどの詳細、ご不明な点は、  
最寄りの都道府県労働局にお尋ねください。**